

建設水道常任委員会会議録

平成14年2月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○中川 靖広 森河 昌之
浅井 正八 吉川 勝義 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男
都市建設部長 鍵田 徳光 建設課長 堤 和雄
建設課長補佐 今西 弘至 同課長補佐 九十九敬三
観光産業課長 杉本 正二 同課長補佐 吉村 三郎
都市整備課長 藤本 宗司 同課長補佐 井上 貴至
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知恒夫
下水道課長 田口 好夫 下水道課長補佐 谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

(開会午前9時00分)

はじめに町長のあいさつをお受けいたします。

町長

(町長あいさつ)

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、森河委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、継続審査として、公共下水道事業に関することについての審査の他、当委員会に属する事項についての報告等についても受けてまいります。

初めに、継続審査についてを審査することといたします。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課
長

継続審査であります公共下水道事業に関する事についてであります
が、まず、流域下水道事業の1月末時点の進捗状況であります
が、竜田川幹線管渠第3号工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡まで」は、
工事が完了し竣工検査の準備中であります。

なお、前回の委員会で、ご要望を頂いておりました稲葉車瀬の発進
基地から西側、国道25号線までの竜田川幹線管渠第4号工事につきまし
て、9月に発注されるよう県に働きかけておりますが、先に発注される
3号の2の工事の工期の関係で非常に難しい状況であります
が、工事の進捗をみながら検討される事になっております。

次に竜田川幹線管渠第2号工事、「西安堵から割烹まつおかまで」工
事延長1,404mにつきましては、推進工事が完了し仮設工の撤去が行わ
れており、進捗率85%となっております。なお、2次覆工については、
竜田川幹線管渠第2号の2の工事として、1月25日に入札が行われた結果、
「間・三和建設(株)」のJVにより本年1月28日～平成15年3月20日の工
期で現在準備工が進められています。また、中継ポンプ場築造工事につ
いては、鉄筋コンクリート造りの基礎の鉄筋組み立て及び型枠工に

着手されており約47%の進捗率となっています。

次に公共下水道の進捗状況についてであります。歴史的環境整備街路事業であります門前の工事番号公共3号は、工事が完了しております。また、服部2丁目地内の工事番号公共4号と、同じく公共5号は進捗率45%、国道を横断する公共6号及び、県道の歩道に埋設する公共7号はいずれも進捗率40%で順調に工事を進めているところであります。なお、割烹松岡前の流域下水道への接続につきましては、今月14日に入札を行った結果(株)中谷組に決定しました。駅前という状況から夜間施工とし特に交通安全等に留意し施工したいと考えています。

次に、3月議会で補正予算をお願いします福德自動車前の流域下水道への接続工事を年度内に入札する予定で準備を進めています。なお、この工事が年度内に完了できる見込みがない為、12月に補正をお願いしました割烹松岡前の工事と合わせまして工事請負費で8,570万円、補償補填費で230万円、合計8,800万円の明許繰越の手続き行う事としております。

公共下水道の供用開始に伴う下水道条例等関係する条例制定の事務的スケジュールについてであります。先ず始めに、関係する住民に経済的に負担をお願いしなければならない一つに受益者負担金、二つに下水道の使用料、三つに宅内桝に接続して頂く為の各ご家庭の改造工事費に対する融資制度、及び生活保護所帯等への助成制度について、町の考え方を平成14年度に説明し、委員会でご意見等を頂きたいと考えておりましたその後、条例案、規則案等の調整を行い委員会に提案をさして頂き、平成15年12月を目途に一定のご理解を賜り供用開始の事務を進めてまいりたいと考えており、次回3月委員会で作業スケジュールを提出したいと考えています。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 供用開始は予定としていつ頃を見込んでおられるのか。今現在管の布設工事が終わっているところがあります。そこで現在浄化槽を付け

ておられるわけですが、その供用開始までに古くなってきて、替えないといかんとおられる方がおられるわけです。仮に3年かかったとしても、30万も40万もかかる。特に補助金はない、そういう状態で困っておられる方がいるのですが、供用開始はいつになるのか、水洗の状況にもよりますが、そういう指導を下水道課でもらえるのか、環境対策課でもらえるのか、町の考え方を聞かせてください。

下水道課 供用開始の目途ということでございますが、県の流域下水道の進捗状況を考えていく中で、今までの説明させていただいています16年度中県の工事が完了するという予定であります。町としては17年度の中で供用開始がしていけるであろうと考えています。

それと、供用開始までに浄化槽が何らかの補修をしていかなければならない部分があって、そういうことの指導ということでございますが、下水道というよりも通常の浄化槽の管理という意味合いの中で環境対策の方の指導になるというふうに考えております。

吉川委員 17年度というのはこの前にも聞いているのですが、先ほど町長なり課長から説明があったように、斑鳩町の供用開始には関係はないと思うのですが、稲葉から向こうの工事が9月から遅れる事態になってきて、16年度中に向こうまで完成になるのかどうか。県がそれを盾に供用開始を遅れさせてきた場合、17年度は無理なように思う。稲葉まで完成になったら、こちらは使用できるという見込みを持っておられるのか。

下水道課 稲葉の部分は9月～12月の発注という形になってまいります。今既に工事が進められています、まつおか前なり福德自動車前、服部イツボ川の会所の接続の工事が16年度中に県の関係の工事が終わっていく中で、町も接続をしていくという考えをしております、まずその3点の投入の状況を見ながらそのエリア、基本的にその3箇所に投

入する部分についての供用開始を進めてまいりたいと考えております。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長

旧水道第2浄水場跡地の解体工事についてであります。隣接する8件の工事の完了後の家屋調査の結果につきましては、1月24日と27日に実施いたしまして、皆様方のご理解を得たところであります。また、工事完了に伴います土地開発基金からの用地買収につきましては12月25日に完了いたしました。

次に、住宅建設にかかる実施設計につきましては、資料1に基づき説明申し上げます。

(資料1参照)

敷地につきましては、まず1点目は住宅棟の部分でございます。住宅棟につきましては3階建ての21戸でございます。それと集会所であります。それと北側に駐輪場21台分と、駐車場につきましては真ん中の通路を挟んで21台分ということでございます。その中で1台分につきましては身体障害者用の駐車場ということでスペースを考えております。また、住宅棟の北側につきましては、砂場、ブランコ等の配置を計画しております。また入り口の下の方にはごみ置き場の設置を計画しております。

続きまして2ページでございますが、この住宅棟につきましては9年の少子高齢化社会の到来や核家族化の進行にもよります関係上バリアフリー化を取り入れまして、屋内ではエレベーターをはじめとして、高齢者及び身体障害者がスムーズに室内の移動ができますように配慮したものを考えております。

次に、左の方の図面につきましては2DKのタイプであります。右の図面については3DKのタイプということで、2タイプを計画しております。2DKにつきましては各階それぞれ3戸の計9戸であります。3DKにつきましては各階4戸の計12戸、合計21戸の建設計画であります。2DKタイプにつきましては、特に高齢者・身体障害者対応として、廊下及び洗面所、トイレ、浴槽についても広いユニットバスを使用しております。また流し台、洗面台につきましても車椅子で使用できるように膝が入れるような構造のものを考えております。3DKにつきましても一定の広さを確保いたしましての配置計画となっております。たとえば先ほど言いました風呂についても2DKと同じもの、また廊下につきましても従来のものより少し広く取る計画であります。

続きまして、地元関係であります。前回の地元説明会で配置計画等が出来た段階で改めて説明会を開催すると説明しており、日程の調整を進めてまいりましたが、その調整の結果、来月9日、10日のどちらかで現在調整中であります。説明会につきましては、現地での建物の計画、位置の確認をしていただいて、その後住宅建設事業にかかります配置図等をご覧いただいて、地元へ説明していきたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 駐車場ですが、これは幅2.3mですか。

建設課長 幅が2m30、奥行きは5m50ということです。

吉川委員 2m30は少ないのと違いますか。最近では2m50取っている。

建設課長 この件につきましては、開発の指導要綱等を見て、その最小限の幅という形になっております。

- 吉川委員 私は絶対2.3では狭いように思う。
それからもう1点、浄化槽の関係ですが、先ほど17年ということで、この前も供用開始になると思いますが、期間的にやむを得ず作らないといけないのですが、後接続できたらこの浄化槽は要らなくなりますね。ですからここへ接続できる計画にしてあるのかどうか。その辺はちゃんと出来てあるのかどうか。
- 建設課長 委員のご指摘のようにこの浄化槽については、屋内における排水、また雨水という形で合併浄化槽になっております。この水につきましては、左側の道路がございます。それに将来公共下水道が入ってくるという形になりますので、そういった関係でそれを見ながら、位置の関係なり、また排水につきましてもこの浄化槽につきましても、南中学校は建設される時に中学校の浄化槽の水等につきましてはこの道路を通過して三代川に放出されている経緯がございます。そういったことをご指摘いただいているような環境も合わせてそういった排水池の検討をしていきたい。
- 吉川委員 二度手間にならないように、雑排水の管については十分配慮していただきたい。出来ましたら、駐車場の2.3メートルについては検討をしていただきたいと思います。
- 都市整備課長 開発指導要綱の中では、駐車施設は面積でさせていただいております。1台あたり12.5㎡ということで、5.5×2.3ということで面積的にはクリアしております。
- 吉川委員 面積で決めていくのはどうかと思う。研究をしていただきたいと思う。その辺配慮していただいて、検討していただきたい。
- 建設課長 ご指摘していただいている幅の関係ですが、2m30の幅について

は敷地内ということもありますので、もう一度図面の中で現地も含めて整理する中でなるべく取れるようであれば取っていききたい。ただ配置計画の中では難しい面がありますので、そういったことも含めまして検討したいと思います。

森河委員 境界線はどのようにやるのか。北側のところの住宅の境界は塀でやるのか、木を植えたりするのかということが1点と、なぜそういうことを聞くかという、集会所を作れという住宅側からの要望があったと思う。それに伴ってこの配置図をされたと思うけれど、ここに駐車場と駐輪場がありますが、このときに集会所はすぐにここへひっつけなければいけないものか、ただ住宅専用の集会所か、それとも目安団地が集会所を利用しようと思えば、道路際に持ってこられるのと違うか。境界線の向こうも利用するのだから表の方にすかっとしたものを付けたらどうかなと思う。そして駐輪場をされるのであれば、入り口がどこもごちゃごちゃになっている。やはり物事は自転車自動車を持っているものがきしっとしていくということからしていかないと、自分らが都合よければいいというものではないと思うので、大概見学に行ったら入り口の玄関先に駐輪場や駐車場はないように思う。駐輪場は集会所の西向きの壁につけてもらったらいいのとちがうか。この入り口が住宅が使用するというのであれば、境界線をいきいきにするのではなく、きちっとしておかれると思う。入り口へこれを持ってこられて、第3団地も使える、住宅の方も使われる、北側の住宅の方も使えるというように、そういうふうにして駐輪場のとこの壁いっぱい集会所を建てたらいいのではないかと思う。この点変更できるのかな、住宅にこの図面を持って説明に行くということであれば、慎重にされた方がいいように思う。まず境界とそういう方面はどうされるのか。

建設課長 境界線上については水路がございます。その北側に宅地があり、その宅地がこの住宅用地より少し高くなっています。ですから境界線上

には工作物等の設置は難しいと思います。ただ境界線につきましては、当初の水道敷地であったときに境界確認をしていただきまして、それによって町の方へ購入したという経緯がございます。考え方としてはその水路があって、敷地内には用壁が建っています。その用壁についても、そのよう用壁が傷んでいるということで改築をする場合には、新たに用壁を建てて原状に復して、その上にフェンスなりをしていただくということになると思います。

もう1点の集会所の配置の関係ですが、特に駐車場といいますが、通常一般に使われる方が一番入り口にあるのが一番ベターではないかと思えます。奥になりますとそれだけ車が敷地内で走ることになりますと危険度も高くなり、また緊急車両等が入ってくる場合でも手前であいている駐車場を利用しながら対応も出来ますし、集会所の位置の関係につきましては、全体の配置計画を見た場合はこういう形になるのですが、委員ご指摘のように町としてはまだ地元の方へもこういった図面の提供もしておりませんし、先ほど言いましたように3月9日、10日の予定で進めておりますので、また地元の意見も聞きながら進めていきたい。

それとこの集会所につきましては、地元の方もこの入居される方についての自治会入りの問題につきまして、地元と協議する中でまだ結論が出ておりません。ただつくるについてはあくまでもこの住宅に入居される方のコミュニティの場としての集会所という位置づけがございます。ただ入居された以後北側の自治会の方が一緒に自治会運営されるのなら、これは共同で使用していただいているのかなと考えております。

ただそういった問題については、北側の自治会の方とは最終的な結論には至っていないという状況です。

森河委員

住宅の方は全然解らないわけでしょう。一般公募して入られるのですよ。現在あるものところに集会所を付けて聞くのと違うのですよ。こういう住宅が21戸あるという公募で、その時に納得して入居され

る方、条件があったら入られるわけです。今言うのは建設するが為に周辺といろいろ噛み合いがあっただけのことです。入られる方はこの図面がなくても住宅を募集したら入るのですよ。やるからには周辺にも使用できるということを目指せば・・・、奥にあれば安全とかというのではなく、入り口でごちゃごちゃ詰まったら入れないのと違いますか。やはり集会所という問題が北側の住宅から出ていたと思う。ですから私は入り口に回っていただいて、どうどうと、別に住宅の21戸の専門でなくて、やはり周辺にもメリットのあることも考えたらと思う。

浅井委員

今言われている北側の水路は現在どこが管理しているのか。

今の現状のままで利用されるのか、もしやり変えるのだったら、底地の高さに留めていただきたい。この水路を今の現状で生かしてほしい。

建設課長

この北側の水路につきましては、東の方、斑鳩南中学校の北側に水路がございます。その水路の排水として西の方へ北側の水路に流れているもので、ですから農業用の排水を兼ねた水路ということです。ですからその機能については町としても残しておきたいと考えております。ただ水路の境界となりますと、水路底というのは北側の民地の部分が一部ございますし、町としては今の現状を見ながらやっていきたい。以前から特に周辺の勾配がなかなか取れないということがございました。今回この事業をするについてはそういったことも含めて現在水路の流れについては周辺の関係の調査をしておりますので、その調査の結果、どのようなところがあるのかということを見いだしていきたいと考えております。

浅井委員

水だけ流れるように勾配だけ取っていただきたい。

吉川委員

先ほどの森河委員の質問に関連するのですが、この集会所は町営住

宅の方だけしか利用できないのか、北側の住宅も利用できるものなら、集会所を道の方へもって行ってもらったらと思う。是非とも検討していただきたい。

それから去年の8月22日の委員会でいただいた要望書ですが、このクリアについては最善の努力をしていただいて、是非とも要望書を満たしていただくように、やはり約束したものについては必ず守っていただきたいと思う。この要望書の20項目については是非とも地域の方に説明をしていただいて理解をしていただくように要望しておきます。

町 長 今森河委員、吉川委員のご質問の点につきましては、当然周辺の方々の利用ということもございます。問題になってまいりますのは、自治会のみなさん方は集会所を建ててほしいということがあるわけですが、管理の問題が出てまいります。我々としては周辺の方々がご利用いただくことが一番ベターであると思っておりますし、そのことも踏まえて3月9日、10日の中でみなさんのご意見を十分に聞かせていただいて努力してまいりたいと思います。

森河委員 ごみ置き場ですが、ごみを放すのは21戸の方ですね。要らないものを外へ出そうというのは考えていけないことです。通り道、これ管理できませんよ。カラスが来たりして・・・そしたら自分らが放したものは自分らの責任を持つというのが・・・特にこれも外へ出してしまうと入り口まで出ますよ。ごみ取りやすいようにはしているけれど氾濫するのは目に見えていますよ。これは検討する余地があると思う。できたら21戸の分は専門のところにやってもらったらお互いの管理はしやすいように思う。要望に留めておきたいと思う。

建設課長 ごみ置き場の件につきましては、そういったことも含めて管理がしやすいように、またごみが散乱しないということも含めて検討していきたいと思います。

議 長

集会所の位置づけは町長から答弁いただきましたけれど、もっとはつきりすべきだと思うのです。今図面とか見せていただいて、長田住宅の問題がはつきり解っているような気がする。まず1点目は、あの集会所の位置づけは最終的には町長の話では46戸の町営住宅に必要だということで建てたと、最終的にはそういう結論でした。それまでにいろいろ紆余曲折があった。だけど実際利用しておられるのは長田住宅の自治会、だから町営住宅の住民ばかりでなく、自治会で使われている。今回のももっとはつきりしておくべきだと思う。町長は隣接の住民の要望にも応えられるように、それはまさしく行政としては住民の要望に応じているという形になると思うのですが、最終的に町営住宅の21戸の方が構成されるのか、隣接の自治会に編入されるのかこれはまだ未定なわけです。これは住民側が決めることですから。だけどある程度の指針というものを持っていただかなければ、町営住宅は新たな町営住宅ですが、やはりこれはストック計画に基づく建て替えの要素も入っていますので、その方達が既設の自治会に編入するかどうかというのは自由なのですから、やはり難しい問題がある。

それと駐車場、これについても21戸に合わせるために面積を持ってきたと、幅がどうしても足りないというようなことでしか私は読みとれないのです。集会所の位置、駐車場の戸数、実際問題としてもっと工夫ができないものか。この実施設計には1050万円という金が使われている。だからそこらのことがしっかりと解っていたらこんな図面が上がってくるはずがない。だからそこらを設計する人に実態を把握してもらえるように説明しないといけないと思う。今の集会所の問題もまさしくそうだと思う。これを作られてから見せてもらって、また設計事務所の方へ差し戻しなんですよ。これは設計事務所の責任だとは言っていない。こちらから依頼している責任があると思う。長田の駐車場のことでも、まったく使用しにくいような駐車スペースのところご存じですか。近隣の方が田圃へ入るためのスロープですよ。近隣の農地へ行かれる、里道が走っているのですよ。里道へ行っても

らったらいいのに、なぜ町営住宅の方から入ってもらわないといけ
ないのか、そのため車は全部斜め向いています。あれが民間だったらあ
の駐車場は使い物にならないと思う。だから設計に対してこちらも勉
強もして、設計事務所にこういう点はきちっと守ってくれと、そして
こうなってやり直してもらいたいと、そのようにお願いしておきたい
と思います。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わ
ります。

次に、3月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受ける
ことにいたします。

はじめに、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明
を求めます。

都市整備
課長

地方分権一括方によりまして、市町村への権限委譲を促進するとい
うことで、地方自治法等改正が行われまして、今日まで県の事務とし
て対応されていた屋外広告物につきまして奈良県事務処理の特例に関
する条例の改正がなされたことによりまして、4月1日より屋外広告
物の事務うち許可に関するもの、そして簡易除却に関するものが市町
村へ委譲されることになっております。つきましては当該許可事務に
対しまして手数料を徴収することになります。そうしたことで斑鳩町
手数料条例の一部を改正させていただくものでございます。手数料の
額につきましては資料3のように広告の種類によりまして額を定める
ことになっております。この額につきましては、県条例において定め
られておりました同額にて対応するようにならしてあります。この額
は県下統一ということの考え方となっております。なお許可申請に対
します手続き関係について斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則、そ
して違反広告物処理要領を定めるということで現在調整をいたしてお
ります。定例会中の委員会におきまして報告させていただきたいと考

えております。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

吉川委員 この中ではり紙とか書かれていますが見にくいようなものがありますね、あれは県で許可していないと思いますが、そういう取り締まりも町でやらないといけないということになるのか。

都市整備課長 当然今現在張られています電柱とか信号柱これについては禁止場所になっております。そうしたことで簡易除却という部分で本人に即取るように指導し、取らない場合は簡易除却ということで町担当者が取るということになります。

吉川委員 仮に張り紙や看板等の期間は別に謳っているのですか。

都市整備課長 通常の建物にある看板や固定的な部分については1年、張り紙とかは2か月とか1か月というような形で定められております。

森河委員 県へ行って書類一本で回ってきて、こうしなさいということで、地方の理事者はどう受けるのか、その点どうなのか。ただ上から流れてきてそのまま受けて審議して良しとするのか。役場の仕事が増えるだけだと思う。審議してひっくり返したら、県に言えるのかどうか、はっきりしておいてほしい。

都市整備課長 この件につきましては、12年の6月に委員会でも報告させていただいたのですが、平成12年度・13年度については県の事務として対応しております。それは自治法、広告物法の改正によりまして、補助執行ということで、町の職員がはり紙とか違反の部分の撤去することができないという補助既定が無くなっております。それで14年度から権限移譲を行い、この2年間県と十分調整をして、今回町とも協

議の中で県条例が改正されたということがございますので、この分については4月1日以降町で対応するということでございます。委員ご指摘のようにこの事務は担当として大変だと思っております。今までは県の方からはり紙等をされている業者に指導してもらって、執行者ということで町が行っていたということになるのですが、指導そのものから町の方ですということになりますので、対応は難しいと思っております。

委員長 次に、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

上水道課長 地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成13年12月7日に公布され、平成14年4月1日から施行されることになり、この法律に基づきまして、育児休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられることに改正されましたので、企業職員の育児休業に関しましても所要の措置を講ずるものがあります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての説明を求めます。

下水道課長 (資料4により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

森河委員 字が細かくなっているのので、大きく作ってもらうようお願いしておきます。

委員長 コピーするときには拡大でもして作成してください。お願いしておきます。

次に、平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を求めます。

上水道課長 （資料6により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、町道認定についての説明を求めます。

建設課長 今回認定する路線につきましては、現在道路新設改良工事を行っている路線のうち、完了する路線1路線と、最近開発道路並びに既成道路として寄付を受けた6路線をお願いするものであります。

（資料2により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

森河委員 開発に伴って寄付をされると、その中で4m、6mとって奥から建てて行かれますね。そして許可を下ろされて、あと周辺に住宅が建っていくと。その時に、先日興留のところだけど、町としてはそういうところにポイントを打って、きっちり町の道路として出来ておるのかということがあるのですが、その時寄付を受けたと、しかし受けたということになっているけれど、敷地がうちの前だと言って擁壁をされ

ているという傾向がある。中に展開場所をとっていくのが、まして行き詰まりのところが多い中で、そういうのは町が認定を受けたらはっきり町道だと明示を打っておるのか、ただ受けましたと言って許可を下ろすのか、その辺のところを教えてほしい。

建設課長 位置指定なり開発道路につきましては、完全にその事業が完了して、道路の形態として舗装されて、完了した後に町が検査をしております。その後にそういった寄付行為の申し出をいただいて、手続きをしていくという形になっております。ですから開発なり位置指定道路についてはそういったことも現状確認しながら、寄付を受けていくという形ですので、委員がご心配される分についてはそういったことがないように考えております。

森河委員 出来て寄付しましょうと、出来るまでは幅員何メートルあって、何メートル展開場所があって、OKということで許可下ろされる。これやったら最後町道にしますよという話し合いが出来ているように思う。出来てしまうと今も言うようにセットバックしろとは言えないだろうし、その点で苦慮されているようなことがあるように思う。そういうことで、出来た寄付に対して測量された道路にポイントが打ってあるのかどうか、きっちり出来ておるのかどうかそれだけ聞いておきたい。

都市整備課長 開発の指導要綱等がございます。その中で道路の基準を示させていただいております。位置指定の協議が終わった段階で、その道路部分については町に帰属するよということ、町の指導をさせてもらって、それで寄付をいただいている。当然建築基準法上の道路になっていますのでして問題はないと、先ほど堤課長から言いましたようにできあがった段階で現場検査をして、先ほどご指摘いただいている擁壁の上にブロックが載っているとか、そういう部分については改善をさせて、あくまでも県の許可になりますので、県の検査が必要に

なります。そうしたことで、この位置指定とか開発についてはそういう状況はあまり見受けられないと思っております。

吉川委員 確認だけしておきたいのですが、7番の7.1mになっていますが、これ7.1mもありますか。出される前に確認だけしておいてください。

建設課長 今回の関係については再度確認をいたします。

議 長 斑鳩町のことではないのですが、同じようなことが斑鳩町でもあると思いますが、今まで認定ということで認定道路の中には権原が町になっていないところがたくさんあると思う。それらの整理も逐次やっ
ていただいていると思うのですが、そうした中で、他町での私の依頼
している中で、それはできるんだということで説明をさせていただ
いた。道路法上の問題で、議会が認定したら町道ということになる。そ
の方は結構だと、ただそこに私の土地があるということを明示してほ
しいと、ですからそういうことがあるので所有権移転をしないで、使
用貸借の契約だけ結んでくださいと、そういうことは使用貸借の契約
書を道路として交わすことは出来るのですか。

建設課長 今おっしゃっている現道の町道認定されている道路敷きでの個人地
という形で、その確定がされておって、個人地であるということであ
れば、町としては契約については可能ではないかなと思います。

議 長 そういうことでやったとき、使用貸借ということで、無償での貸与
だと、そういう契約になるのですが、そしたらその分を分筆して出さ
ないといかんということになりますが、その辺の行為についてはなか
なか難しい問題があると思うのですが、斑鳩町の中にも拡幅工事をし
て町道認定しているところはたくさんあるのですが、その時いろいろ
条件が付いていたからとらぶっていると思うのですが、それらのフォ

ローがその工事が終わったら切れてしまったり、また住民から苦情があったときは調査するのですが、いままでからこういうことがあったので出来ませんと返事をする。住民からの苦情は遅なってしまったらそのまま放つたらかしになっている事例がたくさんあると思う。それらについてどういう位置づけがされているのですか。

建設課長 今日まで道路改良等を行っている中で、特に今おっしゃっている分につきましては、未登記道路の関連の中の一部ということでご指摘いただいていると思います。そういった関係上で路線毎に整理をする中で、その路線にどういった問題があるのかということについては、引き付きもされておりますけれど、その中で部分的に年数的な関係もあって、そのまま立ち消えという形になってといる部分もあると思うのですけれども、そういうこの問題、町内全域となりますとなかなか当時の関係、現状としてどうなのかという関係もありますし、なかなか実際そこまでご指摘をいただいているように行っていないのが実情でございます。

議長 それらを立ち消えにさしてもらっているのではないかと思います。町道認定についても、生活道路をやってほしいということは前々から委員会で言っていました。その中で開発道路、位置指定道路はどんどんやってもらっています。実際の生活道路についてはその時だけ少し動いてもらって、後は無理ですということで全部そのままです。その後でなぜ行政は住民の生活道路を認定まで持っていこうとしないのか。そういうことをもう一度ここで申し上げておきます。

委員長 以上これら予定議案については、3月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

続いて、各課報告事項の（1）平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に属するものについての

説明を求めます。

建設課長 (建設課所管にかかる補正予算の説明)

観光産業課長 (観光産業課所管にかかる補正予算の説明)

都市整備課長 (都市整備課所管にかかる補正予算の説明)

下水道課長 (下水道課所管にかかる補正予算の説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、(2) 斑鳩町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領についての説明を求めます。

観光産業課長 地方分権の推進によりまして、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部の改正がございました。今日まで県において処理されておりました事務のうち、本年4月から鳥獣保護及び狩猟に関する法律第12号1項に規定いたします知事に帰属する鳥獣の捕獲権限のうち、有害鳥獣駆除よりかかる捕獲権限の一部を委譲されることに伴いまして、当該事務にかかります許可権限の区分、あるいは捕獲許可申請者あるいはその手続き等々につきまして新たに斑鳩町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領といたしまして、その中で規定をさせていただくものがあります。なお、要領の内容等につきましては、次の委員会に提出させていただきまして、内容等について説明させていただきたいと思いま

す。

委員長 説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3) 第1浄水場整備についての報告を求めます。

上水道課 進捗率については8%でございます。それに伴いまして、電気・計
長 装設備の切替、旧県水給水タンク、東配水池の配管の切替及び取り壊
しが完了いたしております。引き続き生物ろ過装置建設に伴います土
木・基礎杭も完了いたしております。また、活性炭のろ過池とも合わ
せ、基礎工事を行っているところであります。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、
了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたし
ます。

吉川委員 3点ほどお聞きしたいのですが、まず竜田川の草刈りなんですが、
特に岩瀬橋から下流ですが、この前県へ行ったとき、町長も要望して
いただいたわけですが、年に1回しか刈ってくれない。今まで2回刈
ってくれていた。その理由を聞くと、今まで燃やしていたものを燃や
せなくなったので、出さないといけないということ。そんな予算の組
み方はないと言った。要るものはちゃんと2回分計上してくれないと
困る。この区間についてはみなさんご存じだと思うが、竜田川の公園

敷きになっているわけです。これは県へも申し上げているわけです。県も認めております。しかし、年1回しか刈ってくれない。最低2回、できれば3回は刈ってほしいと思う。河川は確かに改修してよくなったのわけですが、大和川から竜田川へ入るところに河川の改修の図面もまだ掲げているわけですが、それを見てもらったら分かると思うのですが、あの絵を見てみなさんも良いものができるということで賛同していただいたこともございますし、それが後の管理がああいう状態で、私はなぜ公園敷きだけやって放っておかれるのか。そのことについて町の考え方をお聞かせください。

それから私は前にもお願いしていますが、新御幸橋の河合町よりの3車線関係ですが、これは上田県議にも中辻県議にもお願いして県へ要望はしていただいているわけですが、この前も部長の方から説明はいただきました。その後どういう動きになっておるのかお聞かせ願いたい。前には県議の方からあれはやってもらえろという回答をもらっていたのですが、最近になって全然考えていないと。しかし渋滞していることは調べに来ていただいたらしい。今後考えていくという回答はもらっているわけですが、町としての考え方を再度お聞きしたい。

それと、斑鳩町の都市基盤に対する道路関係が、他町村を見た場合、三郷、平群、安堵と比べても、図面を見たら直ぐ分かると思うのですが、全然進んでいない。一つの原因は反対される方がいて、いかるがパークウェイの補正も遅れていたがみなさんの努力で今度1億付けていただいた。軌道に乗るように思うのですが。他の路線にしても、法隆寺線70%買収が終わったということで、あれは是非ともパークウェイの関係でやらないといけなければいけません。他の路線についてももっと積極的に予算を計上してやってもらわないといけません。本当に他町村に比べて遅れていると思う。私はやっぱり斑鳩町内の道路についても率先してやっていかないと斑鳩だけ立ち遅れているように思う。その点14年度予算でどう生かしていただいているのか説明をお願いします。

建設課長 1点目の草刈りの関係ですが、これについては我々担当として県に要望も出させていただいておりますし、今後もそういった形で2回、3回刈っていただけるように、県に対して要望していきたいと思っております。

都市建設部長 新御幸橋の件でございますが、前回の委員会の時に私の方から、私の方では情報はつかんでいないという話をさせていただきました。その後県の方へ尋ねに行きました。県の方も調査をしていると、交通渋滞の調査で郡山土木も見に行っていたようです。県の方の話によりますと、御幸橋100m前後確かに渋滞していることは確認しているということです。しかし、県全体的に見て通常的な渋滞だというような理解をしているみたいです。いやそうではないと、いかるがホールのところまでつながることもある。もっとよく見てくれよという話をしています。決してそれで十分という言い方はしておりません。当然渋滞するときは100前後の時もありますし、かなり長く渋滞する場合がありますので、その辺は十分認識してもらおうように言っております。しかし、今現段階としましては計画的なものは持っていないというのが実情です。今後も引き続き県へ申し入れていきたいと思っております。

それと、都市基盤が遅れているということでございますが、先ほど委員からもご指摘ありましたように法隆寺線の整備につきましては、70%の用地買収が完了しているということで、今後、服部区画整理事業等整合性をはかりながら進めていくという形で、所要の予算を確保させてもらっているところです。それに生活道路に関しましても、あくまでも道路5か年計画を基にいたしまして、なるべく住民の方の要望に応えるように、その範囲内ではございますが、積極的に頑張っていきたいと考えております。

吉川委員 新御幸橋について、部長から県の見解を聞いたわけですが、平均100mどころではないと思います。時間帯にもよるとは思いますが、し

かしひどいときにはエフワンのところまで込んでいるときがある。斑鳩町としてはあそこにホールもありますし、大変だと思いますが、是非ともこれは早期に完成してもらいたいと思う。

これは委員長、議長にもお願いしたいのですが、できたら相談していただいて、委員会として県へ1回ぐらい要望に行っていただければありがたいと思います。積極的にいきたいと思いますので、検討をしてもらえようをお願いしておきます。

また、都市計画関連について法隆寺駅周辺の整備についての予算が聞けるのではないかと思ったのですが、なかったので残念に思っておりますが、私はもう少し積極的に道路だけでも計画しているんだというくらいの積極性をお願いしたいと思う。これについてはどうですか。

都市整備
課長

今の法隆寺駅周辺の関係でございますが、14年度で法隆寺駅周辺ということで、北口南口がどうあるべきなのか、また周辺の道路がどうあるべきなのか、駅舎そのものがどうあるべきか、というようなことで、14年度で調査をしたいということで考えておりますので、その調査に要する予算としては考えております。

吉川委員

17年度にはかかりたいということですが、前の都市基盤の委員会で駅舎のバリアフリー、橋上駅関係を要望される中で、このことばかりでなく、私は道路も計画してもらわないと、仮に今の土地の関係で橋上駅にしても、今の駐車場が少なくなりますし、到底混乱の度を増すだけでどうにもならないと思いますので、今年調査費を計上して基本計画をしていくということですが、それはそれで前進だと思うのですが、私はできたら道路関係だけでも是非とも15年度の予算には入れてほしいと思う。

議 長

25日の議運で決定していただきますが、先日、「中小企業の当面する金融上の混乱を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書」を受理しています。

議運の方で決定していただきますが、内容から見てこの委員会に付託させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど吉川委員が都市計画道路の遅れということですが、先日総務部長にもお世話になりまして、広域議長会で各町のいろんな施設を視察させていただきました。あの時は斑鳩町と安堵町だったのですが、その中で、他町の方から安堵王寺線はどの辺を通るのかという図面での話がありまして、全くできていないということで、その話で安堵町に行くと、体育館も建設されている前の道路もそうであって、郡山市から安堵町へ県道が出来上がっている。安堵王寺線については県道でもという話もされておりますが、まったく斑鳩の間はできておりません。先ほど吉川委員がおっしゃっている安堵王寺線から駅前整備というもの絡めてやっていかないといけない問題だと思いますので、是非とも目に見えたものでしていただきたいと思う。

委員長

その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町長

(町長あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前10時50分)